

島根県国民保護計画 新旧対照表（平成29年3月変更）

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P.1 第1編第1章 1(2)	県国民保護計画 策定の背景	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに 国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法 律第79号)を制定し、	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに 国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法 律第79号)(以下「事態対処法」という。)を制定し、	事態対処法の改正に伴う用語の 整理
P.11 第1編第4章 (2)	気候	(平成27年時点の年平均気温・年降水量を記載)	(平成23年時点の年平均気温・年降水量を記載)	時点修正
P.12 第1編第4章 (3)	人口	(平成27.10.1現在の数値、現状を記載)	(平成24.10.1現在の数値、現状を記載)	時点修正
P.13 第1編第4章 (4)	道路	(平成28.4.1現在の数値、現状を記載)	(平成24.4.1現在の数値、現状を記載)	時点修正
P.14・15 第1編第4章 (5)	鉄道、港湾、漁 港、空港	(平成28.4.1現在の数値、現状を記載)	(平成24.4.1現在の数値、現状を記載)	時点修正
P.16 第1編第4章 (6)	原子力発電所、 火力発電所	1号機(電気出力46万kw)は昭和49年、2号機(電気出 力82万kw)は平成元年にそれぞれ営業運転を開始し (1号機は平成27年4月30日に営業運転終了)、さらに 同敷地内に、3号機(電気出力137万3千kw)が建設中 である。	1号機(電気出力46万kw)は昭和49年、2号機(電気出 力82万kw)は平成元年にそれぞれ営業運転を開始 し、さらに同敷地内に、3号機(電気出力137万3千kw) が建設中である。	時点修正
P.51 第2編第3章 第1節1(1)	表	国民保護法施行令第28条8号 毒劇物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器 等法」という。))	国民保護法施行令第28条8号 毒劇物(薬事法)	薬事法の改正に伴う用語の整理

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P.98 第3編第5章 4(1)	医療活動	(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施	(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ・医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施	防災基本計画の修正に伴う用語の整理
P.109 第3編第7章 第1節4	別表 左欄	医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬(同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬(同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	薬事法の改正に伴う用語の整理
P.109 第3編第7章 第1節4	別表 右欄	厚生労働大臣(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第一項の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)	厚生労働大臣(薬事法施行令第十五条の四の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)	薬事法の改正に伴う用語の整理
P.109 第3編第7章 第1節4	別表 備考	この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(以下「事態対処法」という。)第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。	この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。	事態対処法の改正に伴う用語の整理
P.112 第3編第7章 第2節2(4)	被ばく医療体制	(4) 被ばく医療体制 県は、武力攻撃原子力災害の発生により、住民等に被ばく患者が発生した場合に備え、島根県地域防災計画(原子力災害対策編)の定め例により、各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関の選定や被ばく医療に係る医療派遣チームの要請手続きについてあらかじめ定めておくなど被ばく医療体制の整備を図る。	(4) 被ばく医療体制 県は、武力攻撃原子力災害の発生により、住民等に被ばく患者が発生した場合に備え、島根県地域防災計画(原子力災害対策編)の定め例により、各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関の選定や被ばく医療に係る医療派遣チームの要請手続きについてあらかじめ定めておくなど緊急被ばく医療体制の整備を図る。	防災基本計画の修正に伴う用語の整理

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P.113 第3編第7章 第2節3(2)ウ	放射性物質等の 放出及び放出の おそれの通報	県は、ア及びイの場合においては、県対策本部会議（都道府県国民保護対策本部を設置すべき県の指定を受けていない場合は県危機管理対策本部会議又は県危機管理対策連絡会議）において、情報の伝達及び県の取るべき措置等について協議する。また、緊急時モニタリングセンターを設置し、緊急時モニタリングを実施する。また、緊急時の医療活動を統一的かつ効果的に実施するため、 <u>原子力災害医療調整本部</u> を設置する。	県は、ア及びイの場合においては、県対策本部会議（都道府県国民保護対策本部を設置すべき県の指定を受けていない場合は県危機管理対策本部会議又は県危機管理対策連絡会議）において、情報の伝達及び県の取るべき措置等について協議する。また、緊急時モニタリングセンターを設置し、緊急時モニタリングを実施する。また、緊急時の医療活動を統一的かつ効果的に実施するため、 <u>緊急時医療センター</u> を設置する。	島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正に伴う用語の整理
P.115 第3編第7章 第2節4(4)	住民等に対する スクリーニングの 実施	(4) 住民等に対する避難退域時検査の実施 県は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の定めにより、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査および避難退域時検査結果に応じた簡易除染を行う。	(4) 住民等に対するスクリーニングの実施 県は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の定めにより、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニングおよびスクリーニング結果に応じた除染を行う。	防災基本計画の修正に伴う用語の整理
P.129 第3編第9章 2(2)	廃棄物処理対策	県は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、次に掲げる措置を行う。	県は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、次に掲げる措置を行う。	指針及び所管省庁変更に伴う用語の整理
用語集1 ※追加	簡易除染	【簡易除染】 除染を行う判断基準以下でない場合に、検査場所において簡単に実施することのできる簡易な除染のこと。	（新規追加）	原子力規制庁の定義解説に合わせた用語の整理
用語集2	ケーブルテレビ事業者	【ケーブルテレビ事業者】 放送法施行規則第2条第6項に規定する有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者。	【ケーブルテレビ事業者】 有線テレビジョン放送法（昭和47年7月1日法律第114号）第2条第4項に規定する有線テレビジョン放送の事業を行う者。	法律の廃止に伴う引用条文の変更
用語集4	事態対処法	【事態対処法】 「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年6月13日法律第79号）。	【事態対処法】 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年6月13日法律第79号）。	事態対処法の改正に伴う用語の整理

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
用語集4	指定行政機関	<p>【指定行政機関】 <u>事態対処法第2条第5号</u>の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、<u>スポーツ庁</u>、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、<u>防衛装備庁</u>の<u>31</u>機関。</p>	<p>【指定行政機関】 <u>事態対処法第2条第4号</u>の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省の<u>29</u>機関。</p>	<p>事態対処法の改正に伴う用語の整理 国の組織改正に伴う用語の整理</p>
用語集4	指定公共機関	<p>【指定公共機関】 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人で、<u>事態対処法第2条第7号</u>の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されているもの。</p>	<p>【指定公共機関】 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人で、<u>事態対処法第2条第6号</u>の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されているもの。</p>	<p>事態対処法の改正に伴う用語の整理</p>
用語集4	指定地方行政機関	<p>【指定地方行政機関】 <u>事態対処法第2条第6号</u>の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の地方機関で、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局の<u>25</u>地方機関。</p>	<p>【指定地方行政機関】 <u>事態対処法第2条第5号</u>の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の地方機関で、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、<u>原子力事務所</u>、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局の<u>26</u>地方機関。</p>	<p>事態対処法の改正に伴う用語の整理</p>
用語集5 ※用語集8に追加	スクリーニング	<p>【<u>避難退域時検査</u>】 <u>避難の際に、避難や一時移転される方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査のこと。</u></p>	<p>【<u>スクリーニング</u>】 <u>放射性物質等による汚染が、除染が必要な程度かどうかふるい分けすること。</u></p>	<p>原子力規制庁の定義解説に合わせた用語の整理</p>
用語集9	放送事業者	<p>【<u>放送事業者</u>】 <u>放送法(昭和25年法律第132号)第2条第26号に規定する基幹放送事業者及び一般放送事業者。</u></p>	<p>【<u>放送事業者</u>】 <u>放送法(昭和25年法律第132号)第2条第3号の2の放送事業者その他の法律(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。)の事業を行う者。</u></p>	<p>引用条文の変更</p>